平成 24 年 12 月 10 日

各　位

会 社 名　　日本和装ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　吉田重久
（コード番号：2499　東証第二部）
問合せ先　　常務取締役管理本部長　　菅野泰弘
（ TEL. 03－3216－0070）

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

平成 23 年 4 月 25 日付「当社及び当社子会社等に対する訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、当社及び当社の連結子会社株式会社はかた匠工芸（旧商号：日本和装ホールセラーズ株式会社。以下「はかた匠工芸」という。）並びに当社の非連結子会社博多織物協同組合（以下「協同組合」という。）に対する損害賠償請求等の訴訟に関して、本日、福岡地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

はかた匠工芸が製造販売した帯に付した協同組合発行の証紙「博多帯」が、博多織工業組合の保有する商標第 5031531 号「博多織」の商標権を侵害しているとし、はかた匠工芸は、証紙「博多帯」を付した帯の製造販売等をやめ、協同組合は、証紙「博多帯」を抹消し、博多織工業組合に対し約 1 億 5 千万円と訴訟費用の支払い及び謝罪文の新聞掲載を、当社及びはかた匠工芸並びに協同組合に求める訴えがなされたものです。

2. 訴訟を提起した者

（1） 名　　称　博多織工業組合
（2） 所　在　地　福岡県福岡市博多区博多駅南 1 丁目 14 番地 12 号
（3） 代表者の氏名　理事長　寺嶋貞夫

3. 判決の内容

原告の訴えを棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

「博多帯」が商標権の侵害、不正競争行為にはあたらないという、当社及びはかた匠工芸並びに協同組合の主張が全面的に認められたものと考えております。事業の本来の目的である地域産業の活性化、伝統文化の継承、技術者保護のため、引き続き事業に邁進する所存です。
なお、本件による当社業績への影響はございません。

以　上